

■判定（任意）の対象とする建築物

判定（任意）の対象とする建築物	参照条文等
① 全体計画認定に係る建築物又は建築物の部分	建築基準法第86条の8第1項及び第3項
② 密集市街地整備法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第5条第1項及び第7条第1項
③ バリアフリー法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項及び第18条第1項
④ 長期優良住宅法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項及び第8条第1項
⑤ 都市の低炭素法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第1項及び第11条第1項
⑥ その他、技術的助言等において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物又は建築物の部分	例1 仮設建築物（技術的助言：平成19年国住指第1332号） 例2 仮使用の承認を受ける建築物（建築基準法第7条の6）

